

令和4年度 北海道立釧路芸術館
年次業務計画書

令和4年3月31日

釧路芸術館共同事業体

代表者 株式会社コンベンションリンクージ

構成員 株式会社東洋実業

<目次>

1 2022 年度における各業務の基本的事項について

(1) 指定管理業務の基本的な運営方針	1
(2) 組織体制、人員配置計画、研修計画等	2
(3) 事業及び業務の実施項目、年間スケジュール等	2
(4) 管理の目標達成計画	5
(5) 利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針	6

2 利用者数の見込み等について 7

3 各業務の実施計画について

(1) 利用提供業務に関する実施計画	8
(2) 利用促進業務に関する実施計画	10
(3) 維持管理業務に関する実施計画	10
(4) 保守点検業務に関する実施計画	12
(5) 清掃・警備業務に関する実施計画	12
(6) 自主企画事業に関する実施計画	13
(7) その他必要な事項に関する実施計画	13
(8) (1)～(7)の計画内容の具体的かつ詳細な実施方法に関する業務仕様書	14

1 2022年度における各業務の基本的事項について

(1) 指定管理業務の基本的な運営方針

1. 基本方針

「北海道における教育、学術及び文化の振興を図る」という釧路芸術館の使命のもと次の目的を達成するために、これまでの施設運営実績を活かし、釧路芸術館の機能を充実させ、文化芸術・社会教育施設としての更なる活性化を図る。

<目的>

- (1) 展覧会事業及び教育普及事業を実施し、施設の利用促進を図る。
- (2) 美術等の芸術に関する理解を深めるため、博物館等との連携等により、魅力ある教育普及事業を実施する。
- (3) 利用者ニーズの把握により、サービスの充実を図る。

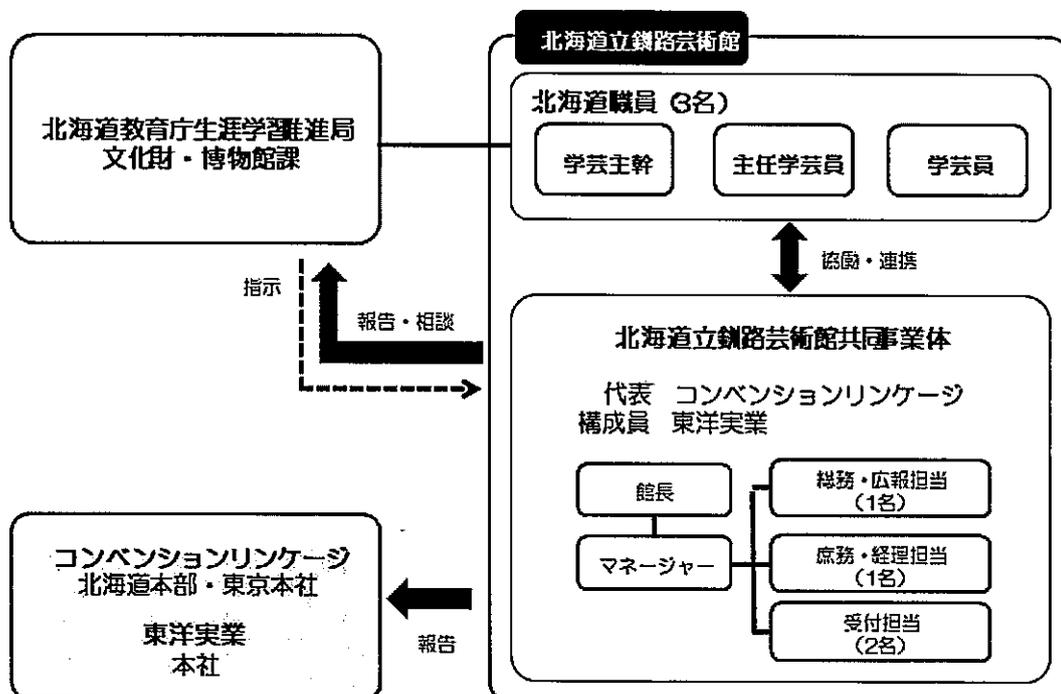
2. 平等利用の確保に向けた考え方と取組み

平等・公平・公正な運営を実現するため、以下3つのルールを定め、管理運営を行う。

- (1) すべての利用者に公平なサービスを提供
- (2) 公平、公正な予約受付システムを構築
- (3) 年少者、高齢者、障がい者に配慮した施設運営

(2) 組織体制、人員配置計画、研修計画等

1. 組織体制図 (連絡系統)



2. 人員配置計画

役職	人数	雇用形態	担当業務
館長	1	契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 全体業務の統括責任者 北海道教育委員会等への対応責任者 社員・スタッフの教育、指導、育成
総務・経理担当	1	契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 全体業務の統括補佐 対外調整窓口 委託業者の管理指導、総務・経理業務管理・指導
総務・広報担当	1	契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 金銭出納管理、委託業者との契約および連絡調整 予約システム等施設管理 ボランティア運営組織との連携および調整 市町村、学校、公共施設等への広報活動業務
庶務・経理担当	1	契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者受付カルチャースタッフ（サービス・運営）の補助 施設・備品の管理 庶務・経理業務・金銭出納管理補助 パソコン入力など一般事務
受付担当	2	契約社員	<ul style="list-style-type: none"> 利用者受付、施設・備品の管理 文化事業および庶務業務補助 作品管理業務

3. 研修計画等

経験や専門的知識によりの確なアドバイスができるよう、常にスタッフのスキルアップにつながる指導・研修を行う。

名称	実施項目	概要	実施頻度	対象
総合	運営基本研修	設置目的、関係法令、北海道施策等	年1回以上・随時	全員
	介助研修	高齢者、マイノリティ対応等	1回/年	全員
研修 (共通)	運営研修	企画～事務局運営～当日運営※他施設への派遣含む	随時	運営スタッフ全員
	展覧会・イベント研修	業界、マーケットの把握、利用プランの提案等	随時	運営スタッフ全員
	救命研修	AEDの操作習得、応急処置、急病者対応	随時	全員
	マナー・接遇・プロトコル研修	利用者対応、一般マナー、ホスピタリティの向上	1回/年	全員
	環境配慮・省エネ研修	基礎知識、館内での具体的取組内容等	1回/年	全員
	非常時研修(防災・防犯・避難訓練等)	危機管理マニュアルの確認、非常時対応、緊急連絡・初動体制	1回/年	全員
	コンプライアンス研修	個人情報・セキュリティ他	随時	全員
専門	館内規則等研修・利用案内研修	設置目的、利用の流れ、ルール周知、施設の基本設備、禁止行為、備品類の確認	随時	全員
	ホールマネージャー研修/会議	施設運営のマネジメント等	1回/月	館長

(3) 事業及び業務の実施項目、年間スケジュール等

1. 事業の実施項目・年間スケジュール

2022 年度北海道立釧路芸術館 年次業務計画書
(釧路芸術館共同事業体)

	実 施 項 目	実 施 予 定 期 間
展 覧 会 事 業	(ア) コレクション展 水からはじまるアート	令和4年4月1日(金) ～令和4年4月8日(金)
	(イ) 小宮伸二 YURAGE/ゆらぎ	令和4年4月1日(金) ～令和4年4月8日(金)
	(ウ) 日本の洋画130年 具象表現の栄光	令和4年4月23日(土) ～令和4年6月19日(日)
	(エ) アートギャラリー北海道 ヨーロッパ版画の花束	(前期)令和4年7月9日(土) ～令和4年8月7日(日) (後期) 令和4年8月9日(火) ～令和4年9月4日(日)
	(オ) いきものの王国 岩合徳光・動物記	令和4年7月9日(土) ～令和4年9月4日(日)
	(カ) アートギャラリー北海道 厚岸・国泰寺の200年	令和4年9月17日(土) ～令和4年11月23日(水)
	(キ) アートに耳をかたむけて 絵画と彫刻から聞こえる「音」	令和4年12月17日(土) ～令和5年3月31日(金)
	(ク) 追悼 彫刻家・中江紀洋	令和4年12月17日(土) ～令和5年3月31日(金)
フ リ ー ア ー ト	(ア) 木島誠悟の絵本原画・毛綱毅曠の 設計図	令和4年4月23日(土) ～令和4年6月19日(日)
	(イ) 毛綱毅曠ミニ展示 「北国の憂鬱」の世界	令和4年11月9日(水) ～令和4年11月23日(水)
芸 術 ・ 教 育 普 及 事 業	(ア) ミュージアム・コンサート	令和4年11月3日(芸術週間期間中)
	(イ) パフォーミングシアター	令和4年9月10日(土)
	(ウ) アートシネマ館	令和4年4月～令和5年2月(計10回)
	(エ) 講演会・アーティストトーク	特別開催期間中の日程で調整中
	(オ) 講座・レクチャー	令和5年3月(各土曜日3回)
		令和4年4月23日～令和5年3月31日 (適宜)[各展覧会(鑑賞ツアー)]
		令和4年4月1日～令和5年3月31日 (適宜)[各展覧会(ギャラリートーク)]
(カ) ワークショップ	令和4年6月上旬～6月中旬	
	令和4年11月上旬～11月中旬	

	(キ) 総合学習・オリエンテーション	随時展覧会会期中
	(ク) ミニアトリエ・閲覧コーナー	通年
	(ケ) キッズ・アトリエ	令和4年7月27日(水)～8月21日(日) (夏休み期間)
		令和4年12月24日(土) ～令和4年1月15日(日) (冬休み期間)
	(コ) 館内利用促進	令和4年4月～令和5年3月
	(サ) 釧路市関連事業	令和4年5月～令和5年3月(調整中)
	(シ) その他 [共催事業含む]	令和4年4月～令和5年3月(調整中)
自主事業	(ア) ミュージアムコンサート	令和4年12月下旬
	(イ) 一点トーク	展覧会ごと随時

2. 業務の実施項目

(1) 作品等の収集、保管に関する業務

作品収集、保管方法については学芸員の指導のもとに、館長以下の全従業員が北海道民の資産である所蔵作品の取り扱いには十分注意をし、収集・保管業務に努め具体的には以下のとおりとする。

ア 作品収集にあたっては第4期北海道立美術館等作品収蔵計画を基に収集活動を行い「北海道立釧路芸術館美術作品等選定会議」の議決を得て実施する。

イ 収集した資料は、その資料の材質に適した環境を整えるとともに、損傷や汚損、カビや害虫等の危険因子に対しても学芸員と連携して適切な処置をし、保管する。

(2) 作品等の展示に関する業務

釧路芸術館の設置目的である写真・映像・音楽等多様な芸術文化活動を意識した新たな取り組みとして、地域イベントへの参加や地域文化活動を支援し、より地域に密着した事業を拡大する。また多くの道東地域住民が、利用したり参画いただける取り組みを行う。具体的には次のことに取組む。

ア 鑑賞機会の少ない「日本や海外の優れた芸術作品」と触れ合う事業

イ 北海道の中でも、自然豊かな地域であることから自然・地域と芸術との関わる文化事業。

(3) 作品等の特別利用に関する業務

ア 所定の様式(閲覧申込書、特別閲覧申込書、特別利用申込書等)により、北海道教育長の承認手続きを実施し、芸術情報、文献、資料の検索業務(レファレンス)等

の対応を実施する。

- イ 閲覧等の取り扱いについては、次の事項を遵守する。
 - ① 個々の資料の状態に応じて、利用の可否を判断します。
 - ② 個人情報等が含まれている場合があることから、寄贈者や寄託者等の意向を十分配慮し、学芸員と連携して個々の資料に応じて閲覧等を行います。
 - ③ 著作権法の許容範囲にない資料については、著作権者及び同継承者の同意を得る手続きを確実に履行し閲覧等に供します。

(4) 作品等の貸出に関する業務

- ア 貸出希望者に対しては、博物館法、図書館法、学校教育法等に規定した人及びその他、北海道教育長が認めた人に対して承認手続きを実施し貸出を行う。
- イ 個人情報、寄贈者や寄託者等の意向等個々の資料に応じて学芸員とともに貸出の可否を判断する。
- ウ 貸出し前と貸出し後の資料の状態、数量等について検品を必ず実施する。

(5) 芸術事業・教育普及事業に関する業務

- ア ホームページ及びSNSの発信の充実による、広報・周知活動の充実
- イ 学校を中心とした出前講座等の開催及び観賞学習支援ツール（アートカード）の普及事業
- ウ 教員のための展覧会鑑賞研修など、長期的視野にたった芸術文化の担い手の育成に繋がる教育普及事業

(6) 博物館等との連携・協力に関する業務

- ア 道内の美術館博物館とも密接に連携をとり、芸術作品収集や施設運営について情報交換を行う。
- イ 博物館・公共施設などの学芸員同士の情報交換、研究会・講演会への参加を積極的に支援する。
- ウ 学芸員による作家や作品研究の支援、協力を行う。
- エ 展覧会事業等、美術館等と連携し、共同での美術講座の開催や講演会を開催する。

(4) 管理の目標達成計画

令和4年度の達成目標と業績指標について

<令和4年度達成目標と業績指標>

区 分	要求水準 管理の指標値	管理の計画 2022年度
展覧会の開催回数	5回	10回
展覧会の観覧者数	11,000人	13,400人
美術等の芸術に関する教育普及事業の参加者数	7,700人	8,000人
博物館等との協働・協力事業の実施	10回	10回
利用者満足度の向上	80% 85%	85%
職員の資質向上を図る研修の実施	2回以上	10回

(5) 利用者ニーズの把握、苦情・意見等への対応等の実施方針

1. 利用者ニーズの把握方法について

(1) お客様要望の把握の実施

施設を広く地域住民に利用していただくため、利用者からの意見要望を収集し、施設運営に反映します。以下の取組を実施し、利用者の意見を反映しながら、お客様満足度の向上に取り組む。

ア 利用者アンケートの実施

- ①施設やサービスへの要望等についてアンケート調査を行い、運営やサービスの拡充に活用する。
- ②展覧会毎にアンケート調査を実施し観覧者の要望、ご意見を収集し分析を行い展覧会事業へ反映する。

イ ホームページでの利用者要望、意見等の収集

ホームページでは、「お客様の声」というボタンを設置し、要望・意見を伺えるようにする。寄せられた要望・意見を踏まえ、サービスの向上につなげる。

(2) サービス向上委員会の実施

収集した意見・要望等の集計分析を行い、館長及び社員、共同事業体で構成する「サービス向上委員会」を定期的実施し、改善に向けて検証を行い、利用者ニーズの把握と改善に努める。

(3) 障がい者・高齢者への配慮

施設面での安全強化及び、来館時における人的サポートを積極的に実施する。

(4) 外国人への配慮

ホームページ多言語対応の充実。

2. 利用者との苦情の未然防止と対処方法について

ア 「利用者の平等利用」を基本に全職員が適切かつ丁寧に対応する。

障がい者、高齢者に対し福祉用具の貸出について、ホームページによる周知、受付を行うとともにボランティア組織により、要請に応じて誘導・案内等の支援を行う。

イ 苦情に対しては迅速かつ適切に対応することを基本に、苦情の受付及び苦情解決の責任者の下にお客様対応に努める。

ウ トラブルが発生した場合は、速やかに北海道教育庁に報告するとともに、サービス向上委員会で原因究明を行い運営方法等の改善策をし、同様なトラブルが発生しないように全職員に周知徹底して再発防止に努める。

2 利用者数の見込み等について

<利用者見込>

	実 施 項 目	観覧者（利用者）数 見込（人）	
展 覧 会 事 業	(ア) コレクション展 水からはじまるアート	150 人	
	(イ) アートギャラリー北海道 小宮伸二 YURAGE/ゆらぎ	150 人	
	(ウ) 日本の洋画 130 年 具象表現の栄光	3,000 人	
	(エ) アートギャラリー北海道 ヨーロッパ版画の花束	3,000 人	
	(オ) いきものの王国 岩合徳光・動物記	1,000 人	
	(カ) アートギャラリー北海道 厚岸・国泰寺の 200 年	3,000 人	
	(キ) アートに耳をかたむけて 絵画と彫刻から聞こえる「音」	1,600 人	
	(ク) 追悼彫刻家・中江紀洋	500 人	
	フ リ ー ア ー ト ル ーム	(ア) 木島誠悟の絵本原画・毛綱毅曠の設計図	500 人
		(イ) 毛綱毅曠ミニ展示「北国の憂鬱」の世界	500 人
展覧会事業合計		13,400 人	
芸 術 ・ 教 育 普 及 事 業	(ア) ミュージアムコンサート	100 人	
	(イ) パフォーミングシアター	800 人	
	(ウ) アートシネマ館	600 人	
	(エ) 講演会・アーティストトーク	500 人	
	(オ) 講座・レクチャー	1,000 人	
	(カ) ワークショップ	300 人	
	(キ) 総合学習・オリエンテーション	600 人	
	(ク) ミニアトリエ・閲覧コーナー	1,000 人	
	(ケ) キッズ・アトリエ	1,000 人	
	(コ) 館内利用促進	100 人	
	(サ) 釧路市関連事業	1,000 人	
	(シ) その他 [共催事業含む]	1,000 人	
	芸術・教育普及事業合計		8,000 人

3 各業務の実施計画について

(1) 利用提供業務に関する実施計画

(開館日・休館日・開館時間等及び具体的な利用提供業務の実施計画)

ア. 開館日・休館日・開館時間について

(ア) 開館日・休館日について

休館日は展示替期間中ならびに毎週月曜日とする。

ただし、利用者の利便性を考え次の期間は臨時開館する。

臨時開館日	臨時開館理由	開催予定
8/15	お盆期間中	展覧会 アートギャラリー北海道 ヨーロッパ版画の花束
11/7	文化週間による臨時開館	展覧会 アートギャラリー北海道 厚岸・国泰寺の200年

(イ) 開館時間

開館時間：午前9時30分から、午後5時00分まで

ただし、観覧者の利便性向上のため次の期間は開館時間を延長する。

開館延長日	開館時間	開催予定
7月から8月の内、 展覧会会期中の金曜日 (但し7月15日、29日、8月12日、 19日、26日(各金曜日))	開館時間の延長 午前9時30分から 午後7時00分まで	展覧会 ヨーロッパ版画の花束

イ. 業務の実施項目について

(ア) 施設利用に関する業務

- ・ 利用者サービス向上のため、指定管理者と館内職員全体で構成する「サービス向上委員会」を開催するとともに、特別展開始月ごとに研修会を開催し、利用者の意見等を反映したマニュアルの更新を行う。
- ・ 開館前に外構、通路や設備等の始業点検を実施する。

(イ) 利用料金收受業務

設置条例及び北海道立釧路芸術館利用規則に基づき、利用承認を行い、適切に利用料金を收受し、または減免等を行う。

なお、これらの業務を適切に行うため、研修計画に基づいた研修を行う。

(ウ) 法令等の遵守

北海道立博物館条例・北海道立釧路芸術館利用規則をはじめとし、関係する法令・条例を遵守する。

維持管理業務実施にあたっては、建築基準法等の各種法令に基づき適切に実施する。

(エ) 個人情報の管理

個人情報保護法及び北海道個人情報保護条例に基づき、利用者情報等の管理を厳正に行う。

(オ) 知的財産の管理

芸術資料の取り扱いについては、知的財産（著作権及び肖像権）の権利に十分配慮し、知的財産の範囲に該当する資料については、著作権者及び同承継者の同意を得ることとする。

(カ) 環境保全活動

環境保全活動に対する意識を利用者及び地域住民と共に培い、実践に努める。

施設の環境マニュアルを策定し、全職員の環境負荷への意識向上を高めると共に次の取組を行う。

- ・ 北海道地域温暖化防止計画に基づく省資源、省エネルギー及び北海道環境基本条例に基づくゴミの減量、リサイクルを実践し、グリーン購入を実施すると共に備品等のリユース、リサイクルを推進。
- ・ 内部協議での合意を元に、室温設定、光量設定、ゴミ減量化及び分別処理施策を実施します。また、施設利用者に対しても節電、節水はもちろん搬送や施工方法など、環境負荷への低減を目指した催事運営を提示し協力を得る。
- ・ 照明不要時の消灯、減灯を徹底する。
- ・ 省エネ・省資源のモデルとなる施設運営を目指し、空調設備運転制御の見直し等各種省エネ施策の検討・運用改善について継続する。
- ・ 省エネ対策に向けた取り組みとして照明器具のLED化を継続的に実施する。

(2) 利用促進業務に関する実施計画

釧路芸術館の使命を果たすために、地元自治体・住民団体等と連携し、効率的かつ効果的な利用促進策を実施する。

(1) これまでの取組みを継続して実施

- ア 展覧会事業、教育普及事業、のほか自主企画事業の実施
- イ 小中高校・大学における課外学習会場や発表の場としての利用勧奨
- ウ 地域の文化団体等に対し、発表の場の提供および展示等での利用勧奨
- エ 市内主要ホテル・商店街等へのチラシ・パンフレット等の配布
(多言語に対応するため、チラシ・パンフレット等の見直しを適宜実施)
- オ 展示会事業の開催情報・過去の展示会事業内容等をホームページに掲載
(外国人向けの多言語ページを設置、現在は英語ページのみ設定)
- カ 新聞・FMラジオ・地元情報誌・マスメディアへの広報活動
- キ 担当行政・団体と連携し、大型客船利用者や、避暑などの長期滞在者向け
広報活動

(2) ホームページ及びSNS活用に伴う情報発信更新等

ホームページを含めた情報発信に向けた取り組みを既に実施したことに伴い、より芸術館として魅力ある情報の提供に努めます。

(3) 新たな取組みの実施

- ア 代表団体管理施設(札幌コンベンションセンター、札幌市資料館等)をとおして芸術館の情報発信事業
- イ 飛行機、レンタカー、バスで配布されている雑誌等への釧路芸術館イベント情報掲載
- ウ 国内外の旅行社とタイアップし、釧路・根室地域周遊ツアーを企画

(3) 維持管理業務に関する実施計画

1. 建物総合点検(建築基準法 法 12 条点検含む)及び中期保全計画作成業務

築 23 年が経過しており、建物本体、設備について経年による劣化が出始めており、良好な施設運営を行うため、建物総合点検及び中期保全計画の作成(有資格者が実施)を実施する。建物劣化調査の点検結果に基づき、総合的な不具合を判定し、中期保全計画書を作成(更新)する。

中期保全計画については、修繕の判断資料とし、優先順位の高いものから効率的に実施することで、経費の削減を図る。また、北海道に報告・改善提案することで、施設の延命化(ストックマネジメント)及び安心・安全な施設運営を実現する。

中期保全計画や光熱水費の分析、維持管理結果等に基づき、施設に関しての提案時には、環境に配慮した設備及び改修方法を提案する。

2. 修繕業務

修繕については、利用者等からの連絡や中期保全計画の結果に基づき、劣化度、緊急度の高いものから速やかに措置し、建物の損傷を最小限に抑えると共に、利用者の安全を確保する。また、修繕の実施にあたっては、現行の最善の策により実施することで、建物の長寿命化を図る。

なお、修繕実施にあたっては緊急を要する場合を除き、北海道の事前承認を受けるとともに、緊急の場合は実施後2日以内に報告する。

3. 外構緑地管理業務

敷地内の外構、緑地については、美観の保持、安全、防犯及び近隣住民への迷惑防止を図るため、除草、養生の実施など適切に管理することとする。

4. 新たな取組

「省エネ設備の積極的導入」「エネルギーの最適利用化」「再生可能エネルギーの導入」などの環境に配慮したコスト削減方策を企画し、類似施設において水平展開が可能となる施策を行うことで、省エネ・省資源のモデルとなる施設を目指す。

ア 空調設備運転制御の見直し

これまでに蓄積した環境データ及び設備の運転データを活用して、空調設備の運転制御の見直し(空調機外気負荷の低減・空調機のウォーミングアップ機能の活用・冷温熱源機器の運転割合見直し等)を行うことで、さらなる省エネ化を図る。

イ 省エネ設備の導入検討

照明器具のLED化や、日常的な施設管理に導入可能な省エネ設備を設置することで、さらなる省エネ化を検討する。

(4) 保守点検業務に関する実施計画

1. 保守点検業務年間スケジュール

施設及び設備の保守点検業務については、管理業務仕様書及び各種関係法令を遵守し、常に安心・安全な実施に努める。

番号	業務項目	点検内容	回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	建物総合点検業務		1回/年			■									
2	空気調和・衛生設備 保守点検業務		設備毎 実施			■	■	■	■	■		■			■
3	水槽類設備定期保守 業務		1回/年				■								
4	環境衛生管理業務		適宜		■		■	■	■		■		■	■	■
5	自家用電気工作物 保安業務	月次点検	—	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		年次点検	1回/年				■								
6	消防用設備保守点検 業務	総合点検	1回/年						■						
		機能点検	1回/年											■	
7	エレベータ保守点検 業務	保守点検	1回/月	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		法定点検	1回/年							■					
8	自動扉開閉装置保守 点検業務		4回/年		■			■			■			■	
9	地下貯油槽漏洩点検 業務		1回/年							■					

(5) 清掃・警備業務に関する実施計画

1. 清掃業務

施設内の快適な環境を保つことを重点に、吐しゃ物・ウィルス除去等感染予防対策を出来得るだけ講ずるため清掃手法の見直しも含めビルクリーニング有資格者の技術力を発揮して、施日常清掃を実施する。

清掃業務にあたっては、機微に応じアルカリイオン水・アルコール洗浄を使用するなどのほか、洗剤等は環境に配慮したものを使用し、環境保全及び除菌等に努め来館者の感染予防に積極的に努めます。

2. 警備業務

施設の秩序を維持し、施設財産の保全と安全の確保のため、法令を遵守し、あらゆる事故の発生警戒・防止に努める。

(6) 自主企画事業に関する実施計画

次のとおり自主事業を実施する。

(ア) ミュージアムコンサート

[日 時]	[標 題]	[演 奏]	[会 場]
令和4年12月下旬	クリスマスコンサート	調整中	アートホール

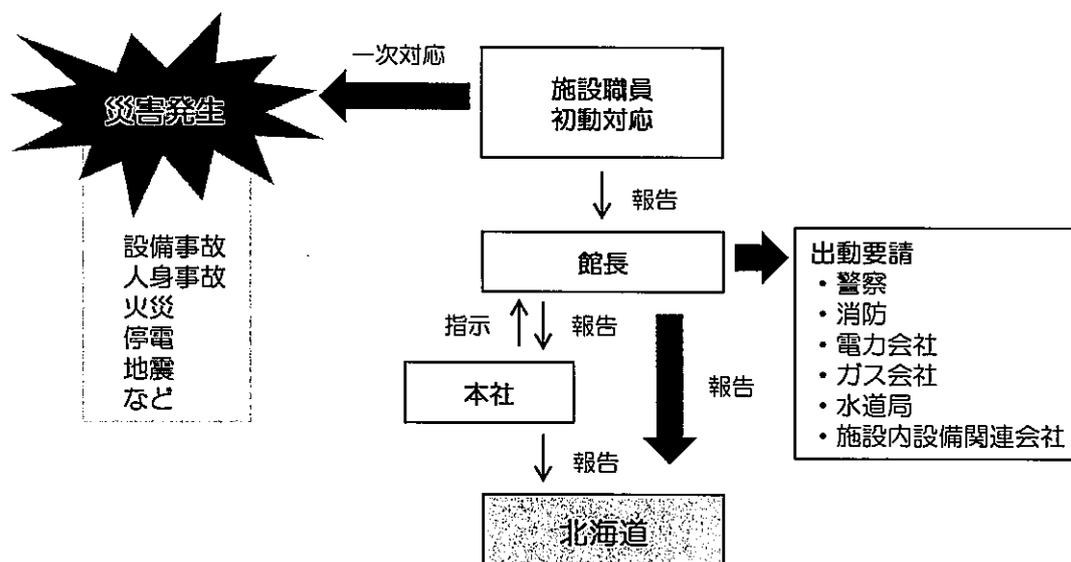
(イ) 一点トーク (展覧会会期中随時)

[内 容] 展示作品のアテンダントスタッフによる解説
[会 場] 展示室

(7) その他必要な事項に関する実施計画

緊急時の連絡体制

施設内における事故や事件発生直後は、下記の連絡体制のもと、新たに設置した「災害時における業務継続計画」及び「危機管理マニュアル」等に基づき早急の対応を前提に、全スタッフが戸惑うことなく冷静な状況判断を行い、対応する。



(8) (1)～(7)の計画内容の具体的かつ詳細な実施方法に関する業務仕様書

ア. 展覧会事業について

次のとおり展覧会事業を実施する。

(ア) コレクション展 水からはじまるアート

令和4年4月1日(金)～4月8日(金)

川や海や湖を形成し、雨、雲、霧といった自然現象の根幹をなし、私たちの暮らしに欠かせないのが水です。水に魅せられ、水の表現を追究するアーティストも多くいます。本展では水をテーマに当館の所蔵作品をご覧ください。

〔出品概要〕 所蔵作品 65 点、受託作品 1 点

〔観覧料〕 一般 460 (360) 円 高大生 200 (150) 円 中学生以下と 65 才以上は無料

() 内は、10 名以上の団体料金、リピーター料金、親子料金

主催／ 釧路芸術館、釧路新聞社

協力／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(イ) アートギャラリー北海道

小宮伸二 YURAGE/ゆらぎ

令和4年4月1日(金)～4月8日(金)

函館を拠点に活動する現代美術家「小宮伸二」(1961 年生まれ)を紹介します。同展では、水をモチーフとするインスタレーションを併せて発表します。

〔出品概要〕 展示作品 4 点

〔観覧料〕 無料

主催／ 釧路芸術館、釧路新聞社

協力／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(ウ) 日本の洋画 130 年 具象表現の栄光

令和4年4月23日(土)～6月19日(日)

笠間日動美術館コレクションから高橋由一、黒田清輝、藤島武二、青木繁、梅原龍三郎、岸田劉生など明治以降の洋画家の秀作を一堂に展示するとともに、笠間自身の画家・山下りんのアイコンも、釧根のハリストス正教会のアイコンとともに公開します。

〔出品概要〕 西洋画、彫刻 展示作品数 40 点

〔観覧料〕 一般 900 (700) 円 高大生 400 (300) 円 小中学生 100 (50) 円

() 内は、10 名以上の団体料金、リピーター料金、親子料金

主催／ 釧路芸術館、釧路市、釧路市教育委員会、北海道新聞釧路支社、「日本の洋画 130 年」展実行委員会

協力／ (公財) 日動美術財団

協賛／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(エ) 木島誠悟の絵本原画・毛綱毅曠の設計図

令和4年4月23日(土)～6月19日(日)

釧路出身の岩合徳光(1915～2007)は、日本の動物写真における草分けとして活躍しました。当館が所蔵する「カメラ動物記」、「日本の野生」、「野生の鼓動」といった代表的なシリーズより、約50点を一堂に展示します。いきものに寄せた岩合の眼差しを紹介します。

〔出品概要〕 絵本原画、設計図 展示作品数 調整中

〔観覧料〕 無料

主催／ 北海道立釧路芸術館

(オ) アートギャラリー北海道 ヨーロッパ版画の花束

令和4年7月9日(土)～9月4日(日)

前期：7月9日(土)～8月7日(日)、後期：8月9日(火)～9月4日(日)

道立近代美術館の「友田コレクション」は、詩人で児童文学者の友田多喜男氏が収集した名作版画コレクションです。本展では友田コレクションを中心に、同館所蔵の油彩や水彩、版画を加えた300点余りを展覧します。ルオーやシャガール、ピカソら巨匠たちによる彩りゆたかなイメージ世界をお楽しみください。

〔出品概要〕 油彩画、水彩画、版画 展示作品数 約300点

〔観覧料〕 一般800(600)円 高大生300(200)円 小中学生100(50)円

前期・後期セット券 一般1,200円 高大生400円

()内は、10名以上の団体料金、リピーター料金、親子料金

主催／ 釧路芸術館、北海道新聞釧路支社

協力／ 北海道立近代美術館

協賛／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(カ) いきものの王国 岩合徳光・動物記

令和4年7月9日(土)～9月4日(日)

釧路出身の岩合徳光(1915～2007)は、日本の動物写真における草分けとして活躍しました。当館が所蔵する「カメラ動物記」、「日本の野生」、「野生の鼓動」といった代表的なシリーズより、約50点を一堂に展示します。いきものに寄せた岩合の眼差しを紹介します。

〔出品概要〕 写真 展示作品数 約50点

〔観覧料〕 無料

主催／ 北海道立釧路芸術館

(キ) アートギャラリー北海道
厚岸・国泰寺の 200 年

令和 4 年 9 月 17 日 (土) ～ 11 月 23 日 (水)

厚岸町の国泰寺は、1804 (文化元) 年に江戸幕府が建立を決めた「蝦夷三官寺」のひとつです。大切に伝えられてきた初代住職の肖像、仏画、仏具のほか、当時の東蝦夷地に関わる貴重な文化財を展覧し、国泰寺の 200 年の歩みをご覧ください。

〔出品概要〕 肖像画、仏画、仏具 展示作品数 調整中
〔観覧料〕 一般 800 (600) 円 高大生 300 (200) 円 小中生 100 (50) 円

10 月 24 日の開館記念日は休館日のため、10 月 23 日の観覧料を団体料金とする。

主催／ 釧路芸術館、北海道新聞釧路支社

後援／ 釧路市、釧路市教育委員会、厚岸町、厚岸町教育委員会、FM くしろ、NHK 釧路放送局

特別協力／ 景運山国泰寺

協力／ 厚岸町海事記念館、厚岸町郷土館

協賛／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(ク) 毛綱毅曠ミニ展示「北国の憂鬱」の世界

令和 4 年 11 月 9 日 (水) ～ 11 月 23 日 (水)

昨年に続き、2 回目となる「毛綱毅曠ミニ展示」。今回は、建築家の姉の自宅「北国の憂鬱」の設計図 (青焼き) をご紹介します。

〔出品概要〕 展示作品数 調整中

〔観覧料〕 無料

主催／ 北海道立釧路芸術館

(ケ) アートに耳をかたむけて 絵画と彫刻から聞こえる「音」

令和 4 年 12 月 17 日 (土) ～ 令和 5 年 3 月 31 日 (金)

釧路芸術館が所蔵するコレクションを、新鮮な角度から紹介します。本展のキーワードは「音」。見て鑑賞するのはもちろんのこと、日本画、油彩、写真、彫刻など、アートのなかにゆたかにひろがる「音」の世界に、耳をかたむけてみませんか。

〔出品概要〕 展示作品数 調整中

〔観覧料〕 一般 460 (360) 円 高大生 200 (150) 円 中学生以下と 65 歳以上は無料

高校生は毎週土曜日が無料

主催／ (予定) 釧路芸術館、釧路新聞社

後援／ (予定) 釧路市、釧路市教育委員会、NHK 釧路放送局、FM くしろ

協賛／ 釧路芸術館ポポ&ももの会、釧路芸術館ボランティアの会 SOA

(コ) 追悼 彫刻家・中江紀洋

令和4年12月17日(土)～令和5年3月31日(金)

中江紀洋(1943～2021)は、生まれ故郷の釧路を長く拠点とした彫刻家です。自然や人間、時や祈りなど、多様な思考を喚起するテーマのもと優れた造形世界を展開し、今日の北海道を代表する存在として活躍しました。当館コレクションにより、その業績をあらためて紹介します。

〔出品概要〕 彫刻 展示作品数 調整中

〔観覧料〕 無料

主催／ 釧路芸術館

イ. 芸術・教育普及事業について

次のとおり芸術・教育普及事業を実施する。

(ア) ミュージアムコンサート

[日 時]	[標 題]	[演 奏]	[会 場]
令和4年11月3日	ミュージアム・コンサート 「霜月に寄せる～國澤秀一 ・箏の世界」	國澤秀一氏他	アート ホール

(イ) パフォーミング・シアター

[日 時]	[標 題]	[出 演]	[会 場]
令和4年9月10日(土)	ポケットサーカス	中村太一氏他	前 庭

(ウ) アートシネマ館

[日 時]	[上映作品]	[会場]
令和4年4月30日(土)	僕たちの家に帰ろう	アート ホール
令和4年5月28日(土)	手紙	
令和4年6月18日(土)	ゴールデン・リバー	
令和4年7月30日(土)	燃ゆる女の肖像	
令和4年8月27日(土)	ぼくの好きな先生	
令和4年9月24日(土)	ロング、ロングバケーション	
令和4年11月19日(土)	ハニーボーイ	
令和4年12月17日(土)	ムーミン谷とウィンターワンダーランド(吹替)	
令和4年1月21日(土)	わたしの叔父さん	
令和4年2月25日(土)	海よりもまだ深く	

(エ) 講演会・アーティストトーク

[日 時]	[講演テーマ]	[講 師]	[会 場]
調整中	調整中	調整中	展示室
調整中	調整中	調整中	アートホール

(オ) 講座・レクチャー

[日 時]	[講演テーマ]	[講 師]	[会 場]
令和5年3月4・11・18日 (すべて土曜日)	大人の寺子屋 —びじゅつの時間—	当館学芸員	アートホール
展覧会期間中(適宜)	ギャラリー・トーク	当館学芸員	展示室
令和4年11月12日(土)	毛綱毅曠とアート展 をめぐるバスツアー	駒木定正氏、 シモモトヒデノリ氏	当館他
調整中(会場・期日)	学芸員の出前講座	当館学芸員	希望箇所にて
調整中(会場・期日)	出張アート教室	当館学芸員	

(カ) ワークショップ

[日 時]	項 目	[講 師]	[会 場]
令和4年6月・11月中	大人の家庭科	調整中	フリーアートルーム
令和5年1月中	ジュニアアートスクール	調整中	

(キ) 総合学習・オリエンテーション(通年)

[内 容] 館内の案内および展覧会の見どころを紹介
[会 場] 館内および展示室ほか

(ク) ミニアトリエ・閲覧コーナー(通年)

[内 容] 造形あそび(自由参加)、美術関連図書の閲覧
[会 場] ロビーおよび2F特設コーナー

(ケ) キッズ・アトリエ

[日 時]	[内 容]	[会 場]
令和4年7月27日(水) ～令和4年8月21日(日)	自由参加のワークスペースを設置	フリーアートルーム
令和4年12月24日(土) ～令和5年1月15日(日)		

(コ) 館内利用促進

[日 時]	[内 容]	[会 場]
令和4年4月～令和5年3月	造形遊び及びアニメーション上映(幼稚園等の観覧時、遊び場を開放)	フリーアートルーム(空室)

(サ) 釧路市関連事業

[日 時]	[内 容]	[会 場]
令和4年10月28日(金)・29日(土)	釧路市芸術祭 参加公演(ピアノ)	アートホール
令和4年10月30日(日)	釧路市芸術祭 参加公演(ギター)	
調整中	釧路市芸術祭 参加公演(版画)	フリーアートルーム

(シ) その他(共催事業含む)

[日 時]	[内 容]	[会 場]
令和5年1月27日(金)～29日(日)	釧路江南高校演劇・合唱	アートホール
令和5年2月3日(金)～5日(日)	釧路明輝高校演劇・吹奏楽	
令和4年11月1日(火)～11月7日(日)	小中学校造形教育展	フリー アート ルーム
令和4年12月2日(金)～4日(日)	高校美術教育研究会 エデュ カ展	
令和5年1月26日(木)～29日(日)	釧路江南高校美術展他展	
令和5年2月3日(金)～2月5日(日)	釧路明輝高校美術他展	
令和5年2月17日(金)～2月19日(日)	釧路東高校美術他展	
令和5年2月21日(火)～26日(日)	北海道教育大学釧路校美術展	
令和5年3月10日(金)～12日(日)	釧路北陽高校美術展	
令和5年3月17日(金)～19日(日)	湖陵展	

令和4年度 北海道立釧路芸術館 第三者委託業務一覧

釧路芸術館共同事業体

No.	委託業務名 (委託業務内容)	委託企業名	委託期間
1	空気調和・給排水設備運転保守管理業務	太平ビルサービス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
2	吸収式冷温水機保守点検	太平ビルサービス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
3	真空式温水機保守点検	太平ビルサービス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
4	空冷チリングユニット保守点検	太平ビルサービス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
5	空気調和機保守点検	太平ビルサービス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
6	プレート式熱交換器保守点検	(株)環境テクノス	R4. 4. 1～R5. 3. 31
7	空調自動制御保守点検	トーフ計装(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
8	受水槽清掃及び水質検査	エヌ・エス(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
9	水質検査業務(一部)	日本衛生(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
10	防虫・防鼠業務	(株)北海道防疫サービス	R4. 4. 1～R5. 3. 31
11	消防用設備保守点検	中央防災システム(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
12	地下貯油槽漏洩点検	(株)環境テクノス	R4. 4. 1～R5. 3. 31
13	電気主任技術者選任、月次・年次点検	一財)北海道電気保安協会	R4. 4. 1～R5. 3. 31
14	自動扉開閉装置保守点検	フルテック(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
15	エレベーター設備保守点検	ジャバンエレベーターサービス北海道(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
16	建築基準法第12条点検(昇降機)	ジャバンエレベーターサービス北海道(株)	R4. 4. 1～R5. 3. 31
17	庭園管理業務	(株)太田千草園	R4. 4. 1～R5. 3. 31
18	除雪業務	大地建設工業(株)	R4. 12. 1～R5. 3. 31

令和4年度収支計画書

収入

[金額:税込] [単位:円]

令和4年度 事業名	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	4月	5月	6月	合計	7月	8月	9月	合計	10月	11月	12月	四半期	1月	2月	3月	四半期	
A 負担金収入 集計	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	131,228,000
A-a 負担金収入	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	32,807,000	0	0	32,807,000	131,228,000
B 利用収入 集計	205,500	1,370,000	790,000	2,365,500	990,500	1,384,000	650,000	3,024,500	780,000	760,000	150,000	1,690,000	150,000	180,000	280,000	620,000	7,700,000
B-a 利用料収入(展覧会)	175,500	1,200,000	600,000	1,975,500	790,500	1,004,000	360,000	2,154,500	500,000	500,000	70,000	1,070,000	100,000	100,000	100,000	300,000	5,500,000
B-b 利用料収入(貸館)	30,000	170,000	190,000	390,000	200,000	380,000	290,000	870,000	280,000	260,000	80,000	620,000	50,000	90,000	180,000	320,000	2,200,000
B-c その他利用料収入(参加料等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	33,012,500	1,370,000	790,000	35,172,500	33,797,500	1,384,000	650,000	35,831,500	33,587,000	760,000	150,000	34,497,000	32,957,000	190,000	280,000	33,427,000	138,928,000

支出

[金額:税込] [単位:円]

令和4年度 事業名	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期				合計
	4月	5月	6月	四半期	7月	8月	9月	四半期	10月	11月	12月	四半期	1月	2月	3月	四半期	
事業費(A+B)	1,322,000	1,570,000	4,020,000	6,912,000	1,457,000	2,420,000	2,790,000	6,667,000	2,800,000	2,270,000	640,000	5,610,000	980,000	870,000	561,000	2,411,000	21,500,000
A 展覧会事業	1,102,000	1,500,000	4,000,000	6,602,000	1,187,000	2,400,000	2,770,000	6,357,000	2,500,000	2,000,000	500,000	5,000,000	900,000	800,000	341,000	2,041,000	20,000,000
A-a コレクション展 水からほじまるアート	380,000			380,000				0				0				0	380,000
A-b 小宮伸二 YURAGE/ゆらぎ	150,000			150,000				0				0				0	150,000
A-c 日本の洋画130年 具象表現の栄光	572,000	1,500,000	4,000,000	6,072,000	500,000			500,000				0				0	6,572,000
A-d アートギャラリー北海道 ヨーロッパ版画の花束				0	637,000	2,300,000	2,300,000	5,237,000				0				0	5,237,000
A-e いまもの王国 岩倉俊光・動物記				0	50,000	100,000	50,000	200,000	2,500,000	2,000,000		4,500,000				0	4,920,000
A-f アートギャラリー北海道 厚岸・国楽寺の200年				0			420,000	420,000				4,500,000	800,000	700,000	300,000	1,800,000	2,200,000
A-g アートに耳をかたむけて 絵画と彫刻から聞こえる「音」				0				0			400,000	400,000	100,000	100,000	41,000	241,000	341,000
A-h 追憶 彫刻家・中江紀洋				0				0			100,000	100,000	100,000	100,000	41,000	241,000	341,000
B 教育普及事業	220,000	70,000	20,000	310,000	270,000	20,000	20,000	310,000	100,000	270,000	140,000	510,000	80,000	70,000	220,000	370,000	1,500,000
B-a ミュージアムコンサート				0				0		150,000	100,000	250,000			200,000	200,000	450,000
B-b パフォーマンスシアター				0	250,000			250,000				0				0	250,000
B-c アートシネマ館	200,000	50,000		250,000				0				0				0	250,000
B-d 講演会・アーティストトーク				0				0	80,000			80,000	60,000			60,000	140,000
B-e 講座・レクチャー				0				0		20,000		20,000		10,000		10,000	30,000
B-f ワークショップ				0				0		80,000		80,000		40,000		40,000	120,000
B-g 総合学習・オリエンテーション				0				0				0				0	0
B-h ミニアトリエ・閲覧コーナー				0				0				0				0	0
B-i キッズアトリエ				0				0				0				0	0
B-j 館内利用促進				0				0				0				0	0
B-k 釧路市関連事業				0				0				0				0	0
B-l その他(事業記録、所蔵品図録)	20,000	20,000	20,000	60,000	20,000	20,000	20,000	60,000	20,000	20,000	20,000	60,000	20,000	20,000	20,000	60,000	240,000
C 運営管理費	3,310,000	3,440,000	3,340,000	10,090,000	3,240,000	3,590,000	3,470,000	10,300,000	3,320,000	3,740,000	3,670,000	10,730,000	4,180,000	4,320,000	3,734,000	12,234,000	43,354,000
光熱水費	2,400,000	2,400,000	2,200,000	7,000,000	2,300,000	2,500,000	2,400,000	7,200,000	2,400,000	2,400,000	2,500,000	7,300,000	3,000,000	3,000,000	2,500,000	8,500,000	30,000,000
借料損料	40,000	40,000	40,000	120,000	40,000	40,000	40,000	120,000	40,000	40,000	40,000	120,000	30,000	30,000	30,000	90,000	450,000
修繕費	120,000	150,000	150,000	420,000	150,000	200,000	200,000	550,000	30,000	300,000	400,000	730,000	400,000	450,000	450,000	1,300,000	3,000,000
運営管理費	750,000	850,000	950,000	2,550,000	750,000	850,000	830,000	2,430,000	850,000	1,000,000	730,000	2,580,000	750,000	840,000	754,000	2,344,000	9,804,000
D 人件費 集計	1,850,000	1,850,000	1,850,000	5,550,000	1,950,000	1,950,000	1,950,000	5,850,000	1,950,000	1,950,000	1,850,000	5,750,000	1,850,000	1,850,000	1,850,000	5,550,000	22,700,000
E 施設維持管理費	3,804,166	3,804,167	3,804,167	11,412,500	3,804,166	3,804,167	3,804,167	11,412,500	3,804,166	3,804,167	3,804,167	11,412,500	3,804,166	3,804,167	3,804,167	11,412,500	45,650,000
F 諸経費	200,000	200,000	200,000	600,000	200,000	200,000	200,000	600,000	200,000	200,000	200,000	600,000	200,000	200,000	200,000	600,000	2,400,000
G 消費税支出	2,234,212	-678,742	-949,470	608,000	2,624,212	-766,379	-865,833	1,002,000	2,041,621	-823,106	-724,015	494,500	2,730,712	-800,378	-710,833	1,219,500	3,324,000
合計	12,720,378	10,187,425	12,264,697	35,172,500	13,275,378	11,197,788	11,358,334	35,831,500	13,915,787	11,141,061	9,440,152	34,497,000	13,744,878	10,243,788	9,438,334	33,427,000	138,928,000

財務事務処理規定

令和4年3月31日

釧路芸術館共同事業体

代 表 株式会社コンベンション リンケージ

構成団体 株式会社東洋実業

財務事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道立釧路芸術館における現金取扱について必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 現金及び預金を資金とする。

2 現金として取扱うものは、通貨、他人振出小切手、振替貯金払出証書、郵便為替証書その他これに準ずるものとし、預金とは、銀行預金、郵便貯金、その他金融機関に預けるものとする。なお、商品券等の金券の取扱は、現金に準ずる。

(預金の名義)

第3条 銀行において北海道立釧路芸術館専用の普通預金口座を開設し、代表取締役の名義とする。

(領収書の発行)

第4条 現金を収受したときは、領収書を発行し、その控えを保管する。

(現金取扱責任者)

第5条 北海道立釧路芸術館館長は、現金取扱責任者1名を任命する。

2 現金取扱責任者は、現金の収受・保管等現金の管理をする。

(帳簿)

第6条 現金取扱責任者は、現金の出納を発生都度、現金預け入れ報告書に記帳しなければならない。

(現金の保管)

第7条 現金取扱責任者は、その手元に保管する現金は、これを堅固な容器に保管しなければならない。

2 現金取扱責任者は、収納した現金を特段の事情がない限り、速やかに第3条に規定する預金口座に預け入れをしなければならない。

(現金の照合)

第8条 現金取扱責任者は、その保管する現金について毎日、現金出納簿を照合しなければならない。

2 代表団体本社管理部は、現金預け入れ報告書と現金出納簿及び売上管理表とを照合しなければならない。

(事故報告)

第9条 現金取扱責任者は、その保管に係る現金を亡失または過大なときは、遅滞なくその事由を記載して館長に報告しなければならない。

2 館長は、前項の規定による報告を受けたときは、即時に北海道及び本社管理部に報告しなければならない。

(検査)

第10条 館長及び本社管理部は、現金の管理状況を監督するため、現金の取扱状況を随時検査することが出来る。

(支払)

第11条 支払い業務は、本社管理部で一括して行う。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、現金の取扱いに関し必要な事項は、代表取締役が定める。

附則

この規定は令和4年4月1日から施行する。

文 書 管 理 規 程

令和4年3月31日

釧路芸術館共同事業体

代 表 株式会社コンベンション リンケージ
構成団体 東洋実業株式会社

文 書 管 理 規 程

(目的)

第1条 この規程は、釧路芸術館共同事業体（以下「共同事業体」という。）における文書保存と廃棄処分を適切に行い、事務の合理的運営に資することを目的とする。

(適用文書の範囲)

第2条 この規程の適用を受ける文書および帳票は、主務官庁関係書類、諸規程、稟議書、議事録、往復文書、通知書、調書、報告書、契約書、証拠書類、参考書類、帳簿、伝票、磁気データ、コンピューターの記憶媒体、フィルム、ビデオテープ、録音テープ、その他会社業務に必要な一切の記録で、一定期間の保存を要するものをいう。

(私有禁止)

第3条 文書は全て釧路芸術館内で管理するものとし、私有してはならない。

(文書の保存および処分の原則)

第4条 館長の指名により文書取扱担当者を定め、その者は文書につき整理、保管、保存及び廃棄の事務をこの規程の定めるところにより行う。但し、現に使用中の文書の整理、保管は所管部署の各事務担当者が行なう。

(文書の保存期間の区分と期間の計算)

第5条 文書の保存期間は法令その他特別に定めのあるときのほか、帳簿はその閉鎖の時、その他の文書は編綴の時から起算する。

(保存期間)

第7条 文書の保存期間は、原則として5年間とする。

(保存の方法)

第8条 一定の事務処理を終えた文書は速やかに編綴するものとし、会計年度ごとに所管部署において編綴し、文書名、保存期間、保存の開始日および終了日、その他文書保存の必要な事項を明記して保存しなければならない。

(保存場所の基準)

第9条 保存文書を保存するときは、担当者不在時でも容易に引出しできるように整理しておかなければならない。

(保存期間の変更)

第10条 文書の保存期間は、必要に応じ、保存期間の短縮または延長をすることができる。

(保存文書の移管)

第11条 組織、分掌の変更等により保存文書の移管の必要が生じたときは、文書の引継ぎを行い、その保管場所を明らかにするために引継書を作成する。

(廃棄処分)

第12条 文書保存期間を経過した文書は、原則として処分とする。

2. 保存期間中であっても、館長が保存する必要がないと判断した場合は、前項の処分方法

により廃棄することができる。

3. 期限到来後も保存が必要な文書については、館長が保存に必要な期間を定めて保存を継続するものとする。

附則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

個人情報保護基本規程

令和4年3月31日

釧路芸術館共同事業体

代 表 株式会社コンベンション リンケージ

構成団体 東洋実業株式会社

個人情報保護基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 釧路芸術館共同事業体（以下「共同事業体」という。）における個人情報の取り扱いについて定める。

(適用範囲)

第2条 従業者が業務として個人情報を取り扱う場合に適用される。

(定義)

第3条 この規程で用いる用語は以下の通りとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）。

(2) 個人データ

個人情報の内、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、及び特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。ただし、個人情報保護管理責任者により除外されたものを除く。

(3) 保有個人データ

個人データの内、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。ただし、個人情報保護管理責任者により除外されたものを除く。

(4) 情報主体

一定の情報によって識別される、又は識別されうる本人。

(5) 収集

取得。

(6) コンプライアンス・プログラム

方針、体制、規程、計画書、手順書、マニュアル、記録など、自社で保有する個人情報を保護するための社内の仕組みすべて。

第2章 体制及び責任

(個人情報保護管理責任者)

第7条 個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報保護管理者を設置する。

2. 個人情報保護管理者は、館長とする。

3. 個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス・プログラムの基本となる要素を規程に従って文書化しなければならない。

4. 個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス・プログラムのすべての要素を体系的に整理し、従業員が容易に閲覧できるようにしなければならない。

5. 個人情報保護管理責任者は、年1回以上実施状況を確認しなければならない。

(個人情報保護監査責任者)

第8条 個人情報保護監査責任者は、代表団体から1名選任をする。

2. 個人情報保護監査責任者は、年1回以上実施状況を確認しなければならない。

3. 個人情報保護監査責任者は、監査終了後、監査報告書を作成しなければならない。

4. 個人情報保護監査責任者は、監査報告書を保管し、管理しなければならない。

(従業員)

第9条 コンプライアンス・プログラムを遵守すると共に、事故及びコンプライアンス・プログラム違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。

第3章 実施及び運用

(原則)

第10条 個人情報の取得に当たっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

2. 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

3. 社会的差別を受けうる機微（センシティブ）な個人情報を取得、利用及び提供してはならない。

4. 個人データの利用及び提供は、情報主体本人から同意を得た利用目的の範囲内で行わなければならない。

5. 個人情報のリスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

6. 個人データは、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。

(例外事項)

第11条 原則に反し以下の措置をとる場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

(1) 取得の際に、情報主体本人に同意を得ない場合。

(2) 情報主体本人から開示、訂正、削除及び利用停止の要求を受け付けない場合。

(3) 目的外の利用をする際に、情報主体本人の同意を得ない場合。

(4) 第三者に提供する際に、情報主体本人の同意を得ない場合。

2. 機微な個人情報を取得、利用及び提供する場合には、情報主体本人から明確な同意を得る手順を定め、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

3. 個人情報保護管理責任者は、例外事項の承認の手順を定めなければならない。

(取得する場合の措置)

第 12 条 個人情報を取得する際には、情報主体本人から以下の項目について事前に通知し、同意を取らなければならない。

- (1) 問い合わせ、開示、訂正、削除及び利用停止に必要な連絡先と責任の所在。
- (2) 利用目的。
- (3) 個人情報を第三者に提供を行なうことが予定される場合には、その目的、提供先及び個人情報の取り扱いに関する契約の有無。
- (4) 個人情報の預託を行なうことが予定される場合には、その旨。
- (5) 情報主体が個人情報を与えることの任意性及び当該情報を与えなかった場合に情報主体本人に生じる結果。
- (6) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、対応期間の目安、並びに当該権利を行使するための具体的な方法。

2. 上項を実施するために、個人情報を扱う事業の業務責任者は、手順を定め、個人情報保護管理責任者の承認をなければならない。

3. 取得の際、事前に同意を得ない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

(保管及び利用)

第 13 条 個人データを保管及び利用する際には、関係者以外のものが容易にアクセスできない措置をとらなければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理者は、安全に保管及び利用ができる仕組みを確保しなければならない。

3. 業務責任者は、特定した個人データのリスクについて、対策の実施状況を定期的に確認しなければならない。

4. 業務責任者は個人データの保管及び利用の手順を定めなければならない。

(委託)

第 14 条 個人データを委託する際には、委託先選定基準により事業者を選定し、以下の項目を含んだ契約内容を以って、保護水準を担保しなければならない。

- (1) 個人データの利用の制限。
- (2) 個人データに関する秘密保持。
- (3) 個人データの安全管理に関する事項。
- (4) 個人データの再委託に関する事項。
- (5) 事故時の責任分担。
- (6) 契約終了時の個人データの返却及び消去。

2. 上項を実施するために、業務責任者は、委託内容毎に委託先選定基準を定め、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

3. 個人情報保護管理責任者は、委託契約書の雛型を定めなければならない。

4. 業務責任者は、委託先管理の手順を定めなければならない。

(目的外利用)

第 15 条 情報主体本人から同意を得た利用目的以外に利用する際、事前に情報主体本人に利用目的を通知し、同意を得なければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理責任者は通知の内容を承認しなければならない。

3. 目的外利用の際、情報主体本人の同意を得ない場合は、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

(第三者提供)

第 16 条 個人情報を扱う事業の責任者は、第三者へ提供する際、事前に情報主体本人に提供先、利用目的、個人データの項目及び提供手段を通知し、同意を得なければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理責任者は通知の内容を承認しなければならない。

3. 第三者提供の際、情報主体本人の同意を得ない場合は、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

(情報主体本人からの要求に対する措置)

第 17 条 情報主体本人から個人データについて、開示、訂正、削除及び利用停止の要求がある場合には、合理的な期間で応じなければならない。

2. 上項を実施するために、業務責任者は、本人確認方法、料金及び対応の期限を含んだ手順を定めなければならない。

3. 情報主体本人からの開示、訂正、削除、利用停止に応じない場合には、個人情報保護管理責任者の承認を得なければならない。

(削除及び消去)

第 18 条 削除及び消去にあたっては、目的外利用又は第三者に利用されないような措置をとらなければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理責任者は、安全に削除及び消去が行える仕組みを確保しなければならない。

3. 業務責任者は、削除及び消去する個人データのリスクについて、対策の実施状況を定期的に確認しなければならない。

附則

この規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

聴聞規程

令和4年3月31日

釧路芸術館共同事業体

代 表 株式会社コンベンション リンケージ
構成団体 東洋実業株式会社

聴聞規程

(目的)

第1条 この規程は、釧路芸術館共同事業体（以下「共同事業体」という。）が北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号。以下「条例」という。）第13条第1項第1号（不利益処分をしようとする場合の手続き）の意見陳述のための手続を行う上で必要とする聴聞の手続に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 聴聞の手続に関しこの規程に定めるもののほか、条例の定めによる。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(聴聞の期日または場所の変更)

第3条 共同事業体が条例第15条第1項の規定による通知（条例第15条第3項の規定による通知を含む）をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、共同事業体に対し、聴聞の期日または場所の変更を申し出ることが出来る。

2 共同事業体は、前項の規定による申出により又は職権で、聴聞の期日又は場所を変更することが出来る。

3 前項の規定により聴聞の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知しなければならない。

(関係人の参加許可の手続)

第4条 条例第17条第1項の規定による許可の申請については、関係人は、聴聞の期日の4日前までに、その氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに当該聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有することの疎明を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。

2 主宰者は、関係人の参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った関係人に通知しなければならない。

(文書等の閲覧の手続)

第5条 条例第18条第1項の規定による閲覧の求めについては、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第11条第3項において「当事者等」という。）は、その氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を共同事業体に提出することにより行うものとする。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった場合の閲覧については、口頭で求めれば足りる。

2 共同事業体は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、共同事業体は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることがないように配慮するものとする。

3 共同事業体は、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の

閲覧の求めがあった場合において、当該審理において閲覧せることができないとき（条例第 18 条第 1 項後段の規定により閲覧を拒むときを除く。）は、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、主宰者は、条例第 22 条第 1 項の規定により、当該閲覧の日時以降の日を新たな聴聞の期日として定めるものとする。

（主宰者の指名の手続）

第 6 条 条例第 19 条第 1 項の規定による主宰者の指名は、条例第 15 条第 1 項の規定による通知のときまでに行うものとする。

2 主宰者が条例第 19 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、共同事業体は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭許可の手続）

第 7 条 条例第 20 条第 3 項の許可の申請については、当事者又は参加人は、聴聞の期日の 4 日前までに、補佐人の氏名、住所、当事者又は参加人との関係及び補佐する事項を記載した書面を主宰者に提出することにより行うものとする。ただし、条例第 20 条第 3 項の許可を受けた当事者又は参加人が、当該許可に係る補佐人及びその補佐する事項について、条例第 22 条第 2 項（条例第 25 条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知又は告知された聴聞の期日における補佐人の出頭の許可を受けようとするときは、当該聴聞の期日までに口頭で求めれば足りる。

2 主宰者は、補佐人の出頭の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該許可の申請を行った当事者又は参加人に通知しなければならない。

3 補佐人の陳述は、当事者又は参加人が直ちに取り消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものと見なす。

（聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第 8 条 主宰者は、聴聞の期日に出頭したものが当該聴聞に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、聴聞の審理の秩序を維持するため、聴聞の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等必要な措置を採ることができる。

（聴聞の期日における審理の公開）

第 9 条 共同事業体は、条例第 20 条第 6 項の規定により聴聞の期日における審理を公開することが相当と認めるときは、その旨を当事者又は参加者に速やかに通知するとともに、当該聴聞の期日及び場所を告示するものとする。

（陳述書の提出の方法）

第 10 条 条例第 21 条第 1 項の規定による陳述書の提出については、当事者又は参加人は、その氏名及び住所、聴聞の件名並びに該当聴聞に係る不利益処分の原因となる事実その他当該聴聞に係る事案の内容についての意見を記載した書面により行うものとする。

（聴聞調書及び報告書の記載事項）

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の調書（以下「聴聞調書」という。）には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第 4 号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 聴聞の件名
- (2) 聴聞の期日及び場所
- (3) 主宰者の氏名及び職名
- (4) 聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人又はこれらの者の代理人並びに補佐人（以下この項において「聴聞参加者」という。）の氏名及び住所並びに当該行政庁の職員の氏名及び職名
- (5) 聴聞の期日に出頭しなかった聴聞参加者の氏名及び住所並びに出頭しなかったことについての正当な理由の有無
- (6) 聴聞参加者及び当該行政庁の職員の陳述（提出された陳述書における意見の陳述を含む。）の要旨
- (7) 証拠書類等が提出された場合にあつては、その標目
- (8) その他参考となるべき事項

2 聴聞調書には、書面、図面、写真、その他主宰者が適当と認めるものを添付して調書の一部とすることができる。

3 条例第 24 条第 3 項の報告書（以下「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。

- (1) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張
- (2) 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見
- (3) 前号の意見の理由

（聴聞調書及び報告書の閲覧の手続）

第 12 条 条例第 24 条第 4 項の規定による閲覧の求めについては、当事者又は参加人は、その氏名及び住所並びに閲覧しようとする聴聞調書又は報告書の件名を記載した書面を、聴聞の終結前にあつては主宰者に、聴聞の終結後にあつては共同事業体に提出することにより行うものとする

2 主宰者又は共同事業体は、閲覧を許可したときは、その場で閲覧させる場合を除き、速やかに閲覧の日時及び場所を当該閲覧を求めた当事者又は参加人に通知しなければならない。

附則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

提出項目	利用者満足度調査
文書番号	釧芸館 第078号
提出日	令和4年3月28日

北海道教育委員会教育長 様

北海道立釧路芸術館 指定管理者

釧路芸術館共同事業体

代表者 東京都千代田区三番町2番地

株式会社コンベンションリンケー

代表取締役 平位 博昭



令和4年度利用者満足度調査の実施について

このことについて、協定書第21条の規定に基づき下記のとおり提出いたします。

記

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1. 利用者満足度調査票（アンケート用紙） | 別紙のとおり |
| 2. 利用者満足度調査実施期間 | （自）令和4年4月1日（金）
（至）令和5年3月31日（金） |
| 3. 実施概要 | 令和4年度 展覧会事業すべてにおいて実施 |
| 4. 実施方法 | 展覧会開催会場内に設置 |

利用者アンケート

来館・展覧会等の件名を記入

来館日 年 月 日

当館のサービスが、皆様に喜ばれるものとなっているかどうかを把握するとともに、今後のサービスの向上につなげるために実施します。お手数おかけ致しますが、調査にご協力をお願い致します。

各設問の該当する数字に○を付けて下さい。また、[]内もご記入をお願いします。

問1 お客様ご自身のことについてお伺いします。

- (1) 性別 1. 男性 2. 女性
- (2) 年齢 1. 10歳未満 2. 10歳～19歳 3. 20歳～29歳 4. 30歳～39歳
5. 40歳～49歳 6. 50歳～59歳 7. 60歳～64歳 8. 65歳以上
- (3) 職業 1. 自営業 2. 会社員 3. 公務員 4. 学生 5. 主婦 6. 無職
7. その他()
- (4) お住まい 1. 道内 [] 市・町・村
2. 道外 [] 都・府・県
- (5) 来館方法 1. JR 2. バス 3. 自家用車 4. 徒歩 5. タクシー 6. 自転車
7. その他()

問2 今回の展覧会のことをどこでお知りになりましたか？(複数回答可)

1. インターネット 2. 新聞 3. 広報誌 4. テレビ 5. ラジオ 6. 知人・友人の紹介 7. 学校
8. パンフレット(a. 道の施設 b. 市町村の施設 c. その他())
9. ポスター (a. 道の施設 b. 市町村の施設 c. その他())
10. その他()

問3 ご利用状況について

- (1) 今回当館をご利用になった目的は？
1. 展覧会の観覧 2. 展覧会以外の講座・講演会等への参加
3. 学校での授業・課題のため[学校名:]
4. 喫茶店 5. 閲覧 6. 売店 7. その他()
- (2) これまでに、当館をご利用になったことは？
1. 初めて 2. ほぼ毎日 3. 週[]回程度 4. 月[]回程度
5. 年[]回程度 6. 数年に1度 7. 展覧会ごと
- (3) 今までの展覧会等について印象に残っているものがあればご記入ください。
()

問4 当館の利用料金について

- (1) 今回の当館ご利用は有料・無料のどちらですか。
1. 有料 2. 無料
- (2) (1)で有料と答えた方にお伺いします。利用料金はいかがですか。
1. 安い 2. やや安い 3. どちらともいえない 4. やや高い 5. 高い
- (3) (2)で「4. やや高い」、「5. 高い」と答えた方にご質問します。
現在の利用料金(団体、親子、リピーター)以外にどのような割引サービスがあると
利用しやすいと思いますか。
()

《 ウラ面へ続きます 》

問5 ご覧になった展覧会等や施設について(5段階の中から一つ選んでください。)

(1) 展覧会等の内容はいかがでしたか?

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

(2) 作品の配置、解説についていかがでしたか?

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

(3) 当施設職員の対応や専門性はいかがでしたか。

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

(4) 建物・施設の清潔感や使いやすさは満足いただけましたか?

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

(5) 施設の全体的な満足度はいかがでしたか?

1. 満足 2. やや満足 3. どちらともいえない 4. やや不満 5. 不満

(1)～(4)の設問で「5. 不満」、「4. やや不満」とご回答された方は、その理由をご記入願います。

.....
.....

問6 今後の展覧会でご覧になりたいジャンルについて。(複数回答可)

1. 日本画 2. 日本の洋画 3. 日本の古美術 4. 東洋美術 5. 西洋美術
6. 現代美術 7. やきもの 8. ガラス工芸 9. 彫刻 10. 版画
11. 写真 12. ポスター 13. 絵本原画 14. マンガ 15. その他(下記にご記入願います)

.....
.....

問7 今後、開催してほしい講座やイベント等を教えてください。(複数回答可)

1. 文芸に関する講座やイベント 2. 芸術・美術に関する講座やイベント
3. 音楽に関する講座やイベント 4. 舞台に関する講座やイベント
5. 映画、アニメーションに関する講座やイベント 6. その他(下記にご記入願います)

.....
.....

問8 その他、当館をご利用されてお気づきになった点がございましたらご記入ください。

※展示・講座内容の質の向上、開館時間、広報・PR、施設の充実、職員の対応など、
ご自由にお書きください。

.....
.....
.....

ご記入後お手数ですが、アンケートBOXに投函いただくか、
受付に提出くださるようお願いいたします。

ご協力、ありがとうございました。

賠償責任保険証券



普通保険約款及び特約その他この保険証券に記載したところに従い保険契約を締結し、その証としてこの保険証券を発行します。

保険契約者

〒 102-0075

住所 東京都千代田区三番町 2

三番町Kビル3F

氏名 株式会社 コンベンションリンクージ

代表取締役 平位 博昭 様

〒 220405 1 A05 327000 000000 00012576

000170002 000170002 01701 0000268#

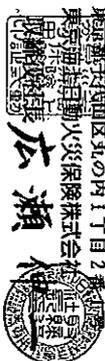
9365 7805-8025



電話番号 03-3263-8686
携帯番号
FAX

証券番号

Y1711474776



印紙税申告納付につき趣町
税務署承認済

本書記載内容がお申込み内容と相違ないかを必ずご確認いただき、ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。

弊社連絡先 事故の際はただちに○のいずれかにご連絡ください。

- 営業店
東京中央C1
☎ 03-5781-6577
- 代理店/仲立人
東京海上日動あんしんコンサル
☎ 03-3243-7023

弊社ホームページ www.tokiomarine-nichido.co.jp

約款をホームページでの閲覧 (Web約款) としていただいたことで紙の使用量を削減することができました。地球温暖化の防止・軽減に向けた取り組みにご賛同いただき誠にありがとうございます。

保険期間

令和 4年 4月 1日午後 4時から 令和 5年 4月 1日午後 4時まで (1年間)

明細数

1

保険料のお払込み内容

保険料 総払込保険料 21,650 円

※総払込保険料は満期まで保険料が払い込まれた場合の総払込金額を表示しております。

払込方法 請求書払 (一時払)

保険料払込期日 初回払込保険料 保険始期の属する月の翌月 (令和 4年 5月) 末日

第2回目以降払込保険料

取扱営業店・代理店

営業店	7805 東京中央C1	代理店/仲立人	8025 東京海上日動あんしんコンサル
契約者/団体	RZZ39 KK コンベンションリンクージ	代理店枝番	3080 お江戸 494

補償内容の詳細につきましては、次ページ以降をご参照ください。



(ご注意) (通知等変更特約条項が付帯された明細については、保険証券 (兼 明細書) の「ご注意」欄をご確認ください。) 本が付された事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただき必要がある事項 (通知事項) です。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

ご契約日 令和 4年 3月29日

他の保険契約等 無
証券番号 Y171408362

証券作成日 令和 4年 4月 4日

(22.03)



契約全体に関する内容

特約条件	名称	保険料に関する規定の変更特約条件
------	----	------------------

その他事務項目

証券・変更手続	完了のお知らせ	
その他証券類記載	項目	釧路芸術館

補償内

商品名	商品名	施設所有 (管理) 者特別約款
-----	-----	-----------------

保険料

内訳保険料 (1区)	対人賠償保険料	19,740円
	対物賠償保険料	1,240円
	被害者治療費用担保保険料	670円

記名被保険者

記名被保険者名	☆カナ	カフシキガイシヤ コンベンションセンター タイヒョウトリシヤ コンベンションビル ヒロフキ
	☆漢字	株式会社 コンベンションセンター 代表取締役 平位 博昭 様
	記名被保険者数	1名

明細精算区分・リスク区分・保険料算出基礎

明細精算区分	明細精算区分	保険料精算不要
リスク区分	リスク区分	保険料算出基礎
	リスク区分コード	270 001
	リスク区分名称	教会、図書館、公民館等公共建物

保険料算出基礎

☆保険料算出基礎単位	施設内建物総床面積 (10㎡)	
☆保険料算出基礎数字		342.90

基本契約 支払限度額・免責金額

対人賠償	支払限度額 (1名)	100,000千円
	支払限度額 (1事故または1請求)	300,000千円
	免責金額 (1事故または1請求)	0千円
対物賠償	支払限度額 (1事故または1請求)	50,000千円
	免責金額 (1事故または1請求)	0千円

その他契約条件

適用地域	日本国内のみ
------	--------

特約条件

名称	原子力危険不担保特約条件 (自動付帯)	
名称	専門職業危険不担保特約条件 (自動付帯)	
名称	汚染危険不担保特約条件 (自動付帯)	
名称	石綿損害等不担保特約条件 (自動付帯)	
名称	サイバー攻撃危険不担保特約条件 (自動付帯)	
名称	漏水担保特約条件	
名称	LPガス販売業務不担保特約条件	
名称	指定管理者特約条件	
名称	被害者治療費用担保特約条件	
	支払限度額 (1名)	500千円
	支払限度額 (1事故)	300,000千円
	免責金額 (1事故)	0千円

商品別記載事項

記載事項 A	施設の詳細
☆カナ	和カド ショッピングセンター 和カド ショッピングセンター 4-1-5
☆漢字	北海道立釧路芸術館 北海道 釧路市 幸町 4-1-5

補償内容

明細番号：00001

商品別記載事項

記載事項B

記載事項	仕事の明細
☆カナ	シロツクリイオビカリ
☆漢字	施設の運営および管理

明細合計保険料

総払込保険料	21,650円
--------	---------

ご注意

- ※ 補償内容の詳細につきましては、普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に付帯される特約条項をご確認ください。事故の内容によっては保険金をお支払いできない場合があります。
- ※ 支払限度額および免責金額は、保険証券に記載のほか、別途個別に設定されることがあります。詳細は保険約款をご確認ください。
- ※ 通知等変更特約条項が付帯された明細において、普通保険約款および特約条項の通知義務に関する規定に記載された事項は、内容の変更が判明した際に、すみやかに弊社にご連絡をいただく必要のある事項（通知事項）です。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、☆が付された事項は通知事項に含まれます。保険料算出基礎数字は、明細精算区分が「保険料精算不要」の場合のみ、☆となります。

